

所沢市 PPA 方式による第2一般廃棄物最終処分場
太陽光発電設備導入事業

公募型プロポーザル募集要項

令和8年10月

所沢市環境クリーン部

募集要項 目次

1. 募集の趣旨	1
2. 事業概要	1
3. スケジュール	2
4. プロポーザルへの参加資格	3
5. 図面等の資料提供受付	4
6. 参加表明書類の提出	4
7. 現地確認会の実施	5
8. 質問の受付及び回答	6
9. 企画提案書の提出	6
10. 企画提案の審査	10
11. その他留意事項	12
12. 失格要件	12

関係書類一覧

・仕様書

所沢市 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザル仕様書

別紙 1 関連法令等

別紙 2 提出書類一覧

別紙 3 予想されるリスクと責任分担

・資料一覧

資料 1 被覆施設_意匠図

①全体配置図、②平面図、③屋根伏図、④立面図、⑤断面図、⑥矩計図、
⑦メンテナンス歩廊詳細図、⑧部分詳細図

資料 2 被覆施設_電気設備図

①単線結線図、②接地系統図、③受変電設備図、④高圧引込設備図、
⑤盤外形図(高圧受電盤)、⑥高圧受電盤基礎配筋図、⑦屋外配線図、
⑧(管理棟)電灯動力分電盤リスト、⑨(管理棟)幹線・動力設備 1 階平面図

資料 3 管理棟_プラント図

①システム構成図、②太陽光発電設備仕様書、③システム構成図(太陽光)

資料 4 屋根の仕様

資料 5 所沢市環境にやさしい電力の調達に係る方針

資料 6 対象施設の電力需要量データ (30 分間値) 令和 7 年 7 月～令和 8 年 9 月分

資料 7 市役所本庁舎の電力需要量データ (30 分間値) 令和 7 年 4 月～令和 8 年 9 月分

資料 8 所沢市公共施設太陽光発電設備導入補助金交付要綱

資料 9 事業想定スキーム図

資料 10 接続検討回答書

・様式一覧

様式 1 市提供資料に関する誓約書

様式 2 プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

様式 3-1 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

様式 3-2 共同企業体協定書

様式 3-3 共同企業体構成員構成表

様式 4 会社概要調書

様式 5 企画提案誓約書

様式 6 現地確認申込書

様式 7 企画提案書

様式 8 小売電気事業者

様式 9 事業実績

様式 10-1 提案契約単価

様式 10-2 総事業費

様式 11 質問票

様式 12 プロポーザル参加辞退届

1. 募集の趣旨

所沢市（以下「市」という。）では、2050 年までに脱炭素社会を実現するため、「所沢市脱炭素社会を実現するための条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進している。

所沢市 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業（以下「本事業」という。）は、市が所有する第 2 一般廃棄物最終処分場（以下「対象施設」という。）の屋根上等のスペースの使用を、本事業の実施者（以下「事業者」という。）に許可し、事業者が PPA 方式により設置及び運営する、太陽光発電設備及びその他の付帯設備（以下「設備」という。）から供給される電力を市が利用することにより、再生可能エネルギーの利用拡大及び温室効果ガス排出量の削減を図るものである。このため、PPA 方式により電力供給事業を実施する事業者からの提案を公募するものである。

2. 事業概要

（1） プロポーザルの概要

本事業の実施に当たり、市は電力供給に係る提案を公募し、提出された提案のうち優秀と認められる事業者を優先交渉権者として選定する。

（2） 設備設置における使用可能スペース

所沢市第 2 一般廃棄物最終処分場（所沢市大字南永井字井頭 1071 番 1）内の処分場被覆施設の屋根及び付帯設備の設置に必要な敷地内スペースとする。

（3） 事業内容及び事業期間等

「所沢市 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザル仕様書」を参照すること。

（4） 担当部署

〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市役所 5 階

所沢市環境クリーン部まちごとエコタウン推進課 処分場 PPA 担当

電話番号：04-2998-9133

電子メールアドレス：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

本事業では、市が「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「重点対策」という。）」（環境省）を活用し、工事費等を補助対象として、事業者に補助金を交付する。

●補助対象経費に対する、補助金の交付上限額（想定）

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地

（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）上限額 196,499,000 円

補助金は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に規定される補助率に基づき、国の交付決定の範囲内で交付する。

3. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。変更する場合は、速やかに市ホームページで公表するものとする。また、「参加資格確認通知書の送付日」以降の変更については、提出のあった事業者には電話及び電子メールで連絡するものとする。

なお、期間が定められている項目については、必着扱いとする。

項目	日程
公募型プロポーザルの開始日	令和 8 年 10 月 19 日（月）
資料提供受付期間	令和 8 年 10 月 19 日（月）～ 令和 8 年 10 月 28 日（水）16 時
資料提供日	電子メール等により適宜提供
参加表明書類及び現地確認申込書の提出期間	令和 8 年 10 月 19 日（月）～ 令和 8 年 10 月 28 日（水）16 時
参加資格確認通知書の送付日	令和 8 年 11 月 6 日（金）
現地確認会の実施日	第 1 回：令和 8 年 11 月 12 日（木） 第 2 回：令和 8 年 11 月 16 日（月）
質問受付期間	令和 8 年 11 月 6 日（金）～ 令和 8 年 11 月 19 日（木）16 時
質問への回答日	令和 8 年 12 月 1 日（火）
企画提案書及びデータを保存した電子媒体の受付期間	令和 8 年 12 月 1 日（火）～ 令和 9 年 1 月 8 日（金）正午
企画提案書審査日（対面によるプレゼンテーション及び質疑応答）	令和 9 年 1 月下旬 ※参加事業者数に合わせて決定
優先交渉権者の決定及び通知書の送付日	令和 9 年 2 月上旬
協定締結日	令和 9 年 2 月中旬を予定

4. プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 応募主体に関する要件

- ア 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同企業体であること。
- イ 共同企業体を構成する法人は、単独に応募することができず、又は他の応募している共同企業体の構成員となることもできないものとする。
- ウ 小売電気事業者の役割を務める者は、共同企業体に含めないものとする。

(2) 事業遂行体制に関する要件

本事業を実施する体制は、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有していること。また、当該体制の中に、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）が公表する「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」に定義される専門技術者を含めること。

(3) 法定資格保有者に関する要件

本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。また、関連法令等に基づき追加の有資格者が必要となる場合は、当該資格を有する者を体制に含めること。工事の実施に当たっては、必要となる有資格者により施工すること。

- ア 一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号））
- イ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号））

(4) 財務的基盤に関する要件

単独の法人又は共同企業体（代表構成員及び全構成員）が、本事業を円滑に遂行できる、安定的且つ健全な財務能力を有していること。

(5) 欠格事由に関する要件

本事業を実施する体制は、以下のいずれの項目にも該当しないこと。

- ア 契約を締結する能力を有しない者。
- イ 破産者で復権を得ない者。
- ウ 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りではない。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続の開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、

更生手続の開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

オ 国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を滞納している者。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動に関与が認められる者。

キ 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱（平成 20 年 3 月 28 日要綱）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中の者。

ク 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者。

5. 図面等の資料提供受付

本プロポーザルに参加する者が図面等の資料提供を受けるには、「市提供資料に関する誓約書（様式 1）」を電子メールにより提出すること。共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し、代表構成員が取りまとめて提出すること。

電子メールの件名は「【資料提供依頼】PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業」とし、「2.（4）担当部署」宛に電子メール送付後、電話により電子メールの到達確認を行うこと。

6. 参加表明書類の提出

（1）提出書類

本プロポーザルに参加する者は、以下のア～ウの書類を、紙媒体（A4 冊子）で 1 部提出すること。提出に際しては各項目にインデックスを付すこと。また、市が別途書類の提出を求めた場合は、その指示に従うこと。

ア プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

（ア）単独の法人の場合

① プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式 2）

（イ）共同企業体の場合

① 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式 3 - 1）

② 共同企業体協定書（様式 3 - 2）

③ 共同企業体構成員構成表（様式 3 - 3）

イ 会社概要

「会社概要調書（様式 4）」を提出すること。共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

ウ 参加資格に係る書類

共同企業体の場合は、以下の（ア）を除き、構成員ごとに作成すること。

- （ア） 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
- （イ） 印鑑証明書（発行日から 3 か月以内のもの）
- （ウ） 企画提案誓約書（様式 5）
- （エ） 決算報告書（貸借対照表及び損益計算書、直近 3 期分）
- （オ） 会社・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書、発行日から 3 か月以内のもの）
- （カ） 国税、都道府県税、市町村税及び特別区税の滞納がないことを証する納税証明書（発行日から 3 か月以内のもの）

（２） 提出場所

「２．（４）担当部署」宛に郵送又は直接持参すること。

（３） 資格確認審査結果

電子メールにより通知する。

7. 現地確認会の実施

現地確認を希望する事業者を対象に、以下の現地確認会を実施する。なお、指定日及び指定時間以外の現地確認会を行わない。

（１） 留意事項等

- ア 1 者当たりの確認時間は 1 時間以内とする。同じ時間帯に複数者からの希望がある場合は、時間調整を行う場合がある。
- イ 対象施設への来場は自動車、自転車又は徒歩とする。
- ウ 現地確認会において、個別の質問には原則として応じない。
- エ 現地確認会の参加は任意とし、「10. 企画提案の審査」には影響しない。

（２） 申込方法

希望する事業者は「現地確認申込書（様式 6）」を電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【現地確認会】PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業」とし、「２．（４）担当部署」宛に電子メール送付後、電話により電子メールの到達確認を行うこと。

（３） 日程の決定

「６．（３）資格確認審査結果」と併せて通知する。

8. 質問の受付及び回答

質問の受付及び回答は以下のとおりとする。なお、提出は任意とし、「10. 企画提案の審査」には影響しない。

(1) 質問受付

ア 質問内容

本事業に係る事項について

イ 提出方法

「質問票(様式 11)」を電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問】 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業」とし、「2. (4) 担当部署」宛に電子メール送付後、電話により電子メールの到達確認を行うこと。

(2) 回答

ホームページ上に質問への回答を掲載する(質問者の法人名等は公表しない)。なお、提出期間外に到着した質問には回答しない。また、回答に対する再質問は原則として受け付けない。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

以下書類について、紙媒体(A4 冊子)で正本 1 部及び副本 5 部を提出すること。また、企画提案書のデータを保存した CD-R 又は DVD-R 1 枚を提出すること。なお、参加表明書類の提出が無い者からの企画提案は受け付けない。

ア 企画提案書(様式 7)

イ 企画提案

- (ア) 事業全体に関する項目
- (イ) 技術提案に関する項目
- (ウ) 運転・維持管理に関する項目
- (エ) その他に関する項目
- (オ) 価格に関する項目

(2) 企画提案の内容

以下の順序及び内容により、企画提案を作成すること。提出に際しては「9. (1) イ 企画提案(ア)～(オ)」の各項目にインデックスを付すこととし、提案 No.と提案項目を明記したうえで、提案内容を記載すること。

提案 No.	提案事項	記載内容・方法等
(ア) 事業全体に関する項目		
1	発電・供給計画の確認	施設名や電気の流れを含め、供給計画を分かりやすく記載すること。特に、仕様書 2 (4) ウに係る供給計画の提案は、具体的に記載すること。
2	資金調達を含めた事業資金計画	本事業において外部資金の調達の有無を記載すること。金融機関等からの借入れにより資金を調達する場合は、その契約における担保権設定の有無についても記載すること。また、事業期間中において、円滑に事業を遂行するための工夫及び対策を記載すること。
3	事業実施体制図	本事業に従事する事業統括責任者、工事現場代理人、主任技術者、専門技術者及び担当者を含む、工事期間中の体制及び運転開始後の運営体制を記載すること。共同企業体の場合は、実施に係る役割分担を記載すること。
(イ) 技術提案に関する項目		
4	システム構成図	機器のシステム構成図を記載すること。
5	太陽光パネルの仕様	メーカー名、品番、設置数 (○W×○枚=○kW)、変換効率、温度係数、出力保証、製品保証、外部認証の有無及び選定理由等を記載すること。
6	パワーコンディショナ(以下「PCS」という。)の仕様	メーカー名、品番、設置数 (○kW×○台=○kW)、最大定格出力、過積載率、変換効率、製品保証、外部認証の有無及び選定理由等を記載すること。
7	想定発電量及び温室効果ガス排出削減量	20 年間分の総発電量 (kWh) 及び温室効果ガス排出削減量 (kg-CO ₂) を任意の表等で記載すること。その際、年間自家消費量 (kWh) 及び年間余剰電力量 (kWh) を試算し、供給先ごとの使用割合 (%) と併せて記載すること。また、排出削減量については内訳が分かるように記載すること。なお、電力使用量は、30 分間値の資料を基に事業者が想定して算定するものとし、発電量の試算に当たっては、太陽光パネルの想定年間劣化率 (%/年) を明示のうえ、当該値を用いて算定すること。※電力の排出係数は、0.05kg-CO ₂ /kWh (現在各施設が契約している電力の排出係数) を使用すること。
8	系統接続構成	高圧電源系統図等に基づき、系統接続構成を図示し、具体的に記載すること。併せて、検定付き電力量計の設置箇所を明記し、本事業で発電された電力の計測方法を具体的に記載すること。また、使用する計測機器の構成、データ管理方法、発電量等を管理棟内モニターに表示させる方法についても記載すること。さらに、既設設備との棲み分けについても明確に記載すること。
9	設備の設置仕様	設置方法 (架台の構造及び固定方法)、使用する取付金具、その他製品の概要 (仕様、耐用年数、保証内容) 等を記載すること。
10	想定される荷重	設備の単位面積当たりの重量 (基礎、パネル重量込の単位: N/m ² 又は kg/m ²) を記載すること。

11	施工計画	①資料等を活用し、対象施設へのパネル、PCS 及びその他設備の設置イメージを図示すること。掘削作業を想定している場合は、掘削予定箇所を明記すること。 ②施工等に際して対象施設の運営等に影響を及ぼさないための工夫を記載すること。 ③地域住民への影響（騒音・振動・工事車両の動線・通行への影響等）を最小化するための工夫を記載すること。
12	設備導入の計画	接続検討回答書を参考に、設計及び工事計画並びに施設ごとの供給開始予定日について、重点対策の要件や市の事業計画等を踏まえ想定できる範囲で詳細に記載すること。また、入荷不能による工期遅れを防ぐための対策等、計画どおり運用を開始するための工夫がある場合は具体的に記載すること。
(ウ) 運転・維持管理に関する項目		
13	維持管理・メンテナンスの計画	①保守点検の具体的な内容及び回数（年単位）、20 年間の運用に関する設備交換計画及び実施体制等を記載すること。 ②設備等を良好に保つための工夫を記載すること。 ③市が遠隔監視できるシステムの仕様及び確認できる内容を記載すること。
14	保険・保証及びその他の対策	損害保険の補償額・適用範囲、その他の対策及び保証内容を記載すること。
15	不具合及び事故等への対応	①故障や緊急時の確認方法、サポート体制、現地到着までの時間、その他対応等について記載すること。 ②市との連携方法について記載すること。
16	災害時等の非常用電源としての活用	非常時又は停電時等のシステム構成、自立運転の操作方法、電力の活用方法（非常用配線例等）及び使用可能出力等を記載すること。
17	撤去又は無償譲渡時の配慮事項	撤去又は無償譲渡を円滑に進めるための工夫及び配慮事項等、市にとって有益な取組等を記載すること。
(エ) その他に関する項目		
18	地域貢献及び環境学習に関する提案	①市内に本店を有する事業者の活用有無を記載すること。活用する場合は、設計、工事及び運用開始後のどの場面で活用するのか、当該事業者名と併せて記載すること。小売電気事業者についても該当がある場合は記載すること。 ②地域への貢献、環境学習への貢献（パンフレットや案内看板の作成等）、その他本事業の効果を地域に還元できる提案（蓄電池の設置等）があれば具体的に記載すること。なお、これらの提案に係る市の追加費用負担は一切生じないものとする。
19	自由提案	①市にとって有益な提案。 ②本事業における脱炭素化推進に資する取組。
20	小売電気事業者の実績	<u>様式 8 に従って記載すること。</u> (株)ところざわ未来電力が本事業に協力する場合は、様式中「商号又は名称」「業務内容」「所沢市への供給実績」「チェック欄」のみ記載すれば足り、その他は省略して差し支えない。

21	事業実績	<u>様式 9 に従って記載すること。</u> 実績を証明する契約書等の写し（場所、相手方、事業規模、補助事業名等）が確認できる部分を添付すること。 類似業務とは、①概ね 1MW 以上の建物屋根（傾斜屋根又は陸屋根）への設備設置事業、②国補助事業を活用した建物屋根（傾斜屋根又は陸屋根）への設備設置事業を指す。なお、施設の種別（公共又は民間）を問わないものとし、該当する実績を記載すること。
(オ) 価格に関する項目		
22	提案契約単価	<u>様式 10－1 に従って記載すること。</u> ①仕様書 2（4）ア、イに係る単価を提案すること。なお、補助額を反映したオンサイト PPA 単価の上限は 17.93 円/kWh とする。 ②仕様書 2（4）ウに係る市の費用負担を具体的に記載すること。
23	総事業費	<u>様式 10－2 に従って記載すること。</u> 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領、地域脱炭素推進交付金 Q&A 集、市補助金交付要綱及び市の交付金に係る計画を確認のうえ、算定すること。

(3) 留意事項

ア A4 版を基本とし、ページの通し番号を付すこととし、一部 A3 版を使用する場合には、A4 版の幅に収まるよう三つ折りにして閉じること。

イ 「企画提案書（様式 7）」を除き、提案者が特定できる要素（企業名・ロゴ等）の記載については禁止とする。

ウ 文書の補完のための写真、イラスト及びグラフ等を用いることも可とする。

エ 枚数に制限は設けないが、企画提案書は簡潔にまとめること。

オ 具体的な指定は設けないが、文字サイズ、字体、配色及び余白等のレイアウトに十分配慮し、視認性及び可読性を確保すること。

カ 企画提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出することは認めない。

キ 言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。

ク 提出できる企画提案書は、1 提案者につき 1 通までとする。ただし、複数のパターンの中から、市が選択可能な提案をする場合は提出を認めるものとする。

(4) 提出場所

「2.（4）担当部署」宛に郵送又は直接持参すること。

10. 企画提案の審査

評価基準及び配点は下表のとおりとする。

<評価基準>

大項目	中項目	配点	審査項目	提案項目
事業全体に関する項目 <20点>	供給計画	10	再エネ利用の最大化と実行可能な計画となっているか	発電・電力供給計画
	事業計画	5	事業実施に支障がなく、資金面から円滑に実施するための工夫があるか	資金調達を含めた事業資金計画
	体制	5	工事現場の体制や、維持管理の体制が適切に構築され、機能的であるか	事業実施体制図
技術提案に関する項目 <50点>	システム仕様	15	適切な仕様及びCO2排出量削減に貢献する提案となっているか ①仕様の安全性 ②設備出力及び発電容量の最大化 ③CO2排出量削減効果	システム構成図
				太陽光パネルの仕様
				パワーコンディショナの仕様
				想定発電量及び温室効果ガス排出削減量
	設計	10	安全性・安定性に十分留意した設備設計となっているか ①設計の妥当性 ②既設設備への影響を最小限に留める工夫 ③モニタリングの手法	系統接続構成
				設備の設置仕様
				想定される荷重
	施工	25	施設運営や周辺環境に配慮し、重点対策の要件も踏まえ、施工全体にわたり調整のとれた計画となっているか ①施設運営への影響 ②施工計画の安全性・創意工夫 ③重点対策の理解 ④トラブル時の対応 ⑤工期遅れ等への防止策	施工計画
				設備導入の計画
運転・維持管理に関する項目 <50点>	平常時の維持管理	25	運転期間中に安定した運営を確保できる計画となっているか ①計画・体制 ②維持管理の工夫 ③保険の範囲及び保険適用外の対応	維持管理・メンテナンスの計画
				保険・保証及びその他の対策
	非常時の対応	15	非常時において迅速且つ適切に対応できる体制が構築されているか ①サポート体制及び市との連携 ②非常用電源の活用	不具合及び事故等への対応
				災害時等の非常用電源としての活用
	事業終了時の対応	10	事業終了時の工夫や配慮事項があるか	撤去又は無償譲渡時の配慮事項
その他に関する項目 <40点>	地域貢献	10	本事業の効果を市域に波及させる提案となっているか	地域貢献及び環境学習に関する提案
	自由提案	15	具体的で効果的な提案となっているか ①市にとって有益な提案か ②脱炭素化推進に資する取組か	自由提案
	小売実績	5	安定した供給を継続する能力を有する小売電気事業者であるか	小売電気事業者の実績
	類似実績	10	十分な専門的知識や技術力を有し、事業を安全且つ確実に実施できる経験を有しているか	事業実績
価格に関する項目 <40点>	提案金額	40	市にとって有益な提案金額となっているか ①価格設定の妥当性 ②重点対策の理解	提案契約単価
				総事業費

(1) 企画提案の審査（対面によるプレゼンテーション及び質疑応答）

ア 審査の方法

企画提案は、「所沢市 PPA 方式による第 2 一般廃棄物最終処分場太陽光発電設備導入事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書（紙面又はプロジェクターで投影するもの）による企画提案を、プレゼンテーション及び質疑応答により審査する。選定委員会の各委員が「評価基準」に基づき、選定委員 1 人につき 200 点で採点し、最も優れた企画提案者を優先交渉権者として決定する。なお、企画提案者が 1 者の場合でも審査を実施する。

イ 審査時間

1 企画提案者当たりプレゼンテーション 20 分、質疑応答 20 分を予定している。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

ウ 会場及びプレゼンテーションへの参加人数

別途通知する。

エ 留意事項等

（ア）説明について、企画提案書の内容を要約したスライドの投影は可能とするが、企画提案書に記載のない事項の説明は認めない。

（イ）説明資料を投影する場合、プロジェクター、スクリーン及び HDMI ケーブルは市で用意するが、パソコンは提案者が用意すること。

（ウ）名札の装着やスライドの内容等、提案者が特定できる要素（企業名・ロゴ等）の記載は禁止とする。

（エ）当日欠席した場合は失格とする。

（オ）審査に際しては事前に書面で質問する場合があり、その場合は書面又は電子メールにより回答すること。

(2) 選定結果の通知

参加事業者全員に電子メールにより通知する。なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、選定委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(3) 協定及び契約の締結

選定結果の通知後、市は優先交渉権者と、契約締結に向けた協議及び事業実施に係る準備行為の実施に関する詳細を定めるための基本協定を締結する。準備行為の完了後、発電開始年度には対象施設及び市役所本庁舎並びに必要なに応じてその他の施設において、電力供給事業者と電力供給契約を締結するとともに、必要なに応じて小売電気事業者を含めた三者協定を締結する。共同企業体による申請の場合は、代表構成員を協定締結者及び契約締結者とする。

11. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ア 市が提供又は貸与する図面等の資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- イ 企画提案（提案書等）の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案（提案書等）の著作権は市に帰属する。
- ウ 提案者は、市に対し、提案者が企画提案（提案書等）を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画提案（提案書等）の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、且つ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- オ 提出された企画提案（提案書等）その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と優先交渉権者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

(6) 「プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式2又は様式3-1）」提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式12）」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。

12. 失格要件

「プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式2又は様式3-1）」提出後に、以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案を受け付けず、もしくは評価をせず、又は優先交渉権者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 企画提案等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案等の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、選定委員会が不適切と判断したとき。